

令和7年度

袋井市財政援助団体等監査結果報告書

袋井市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	-----	1
2	監査の対象	-----	1
3	監査の着眼点	-----	1
4	監査の主な実施内容	-----	3
5	監査の実施場所及び日程	-----	3
6	監査の結果	-----	3
第1	財政援助団体監査		
1	磐田用水東部土地改良区	-----	4
	・ 水利施設管理強化事業費負担金		
	・ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金）		
	・ 県営水路等長寿命化防災減災事業（春岡揚水機場地区）負担金		
2	秋葉バスサービス株式会社	-----	7
	・ 生活バス路線維持補助金		
第2	公の施設の指定管理者監査		
1	袋井市立可睡寮（社会福祉法人明和会）	-----	9
	・ 袋井市立可睡寮指定管理委託料		

## 袋井市財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

### 2 監査の対象

令和6年度において、袋井市が財政的援助を行った団体の当該援助に係る出納その他の事務の執行状況及び公の施設の管理を行った団体の指定管理に該当する出納その他の事務の執行状況を対象とした。

	監査対象団体	所管課	補助金・指定管理の名称
財政援助団体	磐田用水東部土地改良区	農政課 農地整備係	水利施設管理強化事業費負担金 三者共有施設管理費負担金 (三者共有財産管理費負担金) 県営水路等長寿命化防災減災事業 (春岡揚水機場地区) 負担金
	秋葉バスサービス株式会社	協働まちづくり課 交通政策係	生活バス路線維持補助金
指定管理者	袋井市立可睡寮 (社会福祉法人明和会)	しあわせ推進課 社会福祉係	袋井市立可睡寮指定管理委託料

### 3 監査の着眼点

#### (1) 財政援助団体監査の着眼点

##### ア 所管課関係

- (ア) 補助金の交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (イ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。
- (ウ) 補助金交付団体への指導監督は、適時適切に行われているか。
- (エ) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

## イ 財政援助団体関係

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した交付申請書、実績報告等は符号するか。
- (イ) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。
- (カ) 補助金の実績報告書の内容は、実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。
- (キ) 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## (2) 公の施設の指定管理者監査の着眼点

### ア 所管課関係

- (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (イ) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- (ウ) 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。
- (エ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (オ) 指定管理者への指導監督は、適時適切に行われているか。
- (カ) 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。

### イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (ウ) 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、報告の内容は必要かつ十分なものとなっているか。
- (エ) 経営の安定性は、確保されているか。
- (オ) 市民の平等な利用が確保されているか。
- (カ) 市民サービスの向上及び経費の節減が図られているか。
- (キ) 利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (ク) 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。
- (ケ) 共同事業体においては、代表者が構成員と効率的な連携を図り、また、構成員の収支状況を適切に把握しているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。また、本部経費や剰余金の取扱いは適切に行われているか。

(㊦) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適切に行われているか。

(㊧) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

#### 4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、監査の着眼点に基づき、監査対象団体及び所管課から提出された関係書類に対し事前監査及び本監査を行い、また、団体関係者及び所管課職員から内容説明を受けた上で、事務事業の実施状況等を聴取し監査を実施した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

	監査対象団体	実施場所	事前監査日	本監査日
財政援助団体	磐田用水東部土地改良区	磐田用水東部土地改良区	令和7年9月25日	令和7年10月17日
	秋葉バスサービス株式会社	秋葉バスサービス株式会社 袋井市役所監査室	令和7年9月25日	令和7年10月17日
指定管理者	袋井市立可睡寮 (社会福祉法人明和会)	袋井市立可睡寮	令和7年9月25日	令和7年10月17日

#### 6 監査の結果

##### (1) 財政援助団体監査

監査対象団体の補助事業等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理され、一定の事業効果が得られているものと確認した。

各団体を所管する各課の補助金交付事務についても、目的に沿った事業展開がなされており、おおむね適正に処理されていると認めた。

##### (2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理者による公の施設の管理に該当する出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理され、指定管理者導入について一定の効果が得られているものと確認した。

指定管理者の所管課についても、対象団体に対して、おおむね適正に指導監督が行われているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、団体及び関係各課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

## 第1 財政援助団体監査

### 1 磐田用水東部土地改良区

#### (1) 負担金の交付団体

袋井市新池3001番地

磐田用水東部土地改良区 理事長 永田勝美

#### (2) 負担金の名称

ア 水利施設管理強化事業費負担金

イ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金）

ウ 県営水路等長寿命化防災減災事業（春岡揚水機場地区）負担金

#### (3) 負担金の目的

ア 水利施設管理強化事業費負担金

農地や農業用水路等の地域資源を適正に保全する

イ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金）

天竜川下流用水事業によって建設された共有財産等に係る管理費用を関係市町で負担する

ウ 県営水路等長寿命化防災減災事業（春岡揚水機場地区）負担金

春岡揚水機場のポンプの不具合を解消し、緊急停止のリスクを低減する

#### (4) 負担金交付対象

ア 水利施設管理強化事業費負担金

農地・農業用水路等資源保全管理推進事業を実施する市町及び土地改良区

イ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金）

天竜川下流用水事業によって建設された共有財産により受益地を有する土地改良区

ウ 県営水路等長寿命化防災減災事業（春岡揚水機場地区）負担金

春岡揚水機場を管理する土地改良区

#### (5) 負担金額

ア 水利施設管理強化事業費負担金 17,900,000 円

イ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金） 12,061,576 円

ウ 県営水路等長寿命化防災減災事業（春岡揚水機場地区）負担金 5,250,000 円

---

合 計 35,211,576 円

#### (6) 負担割合

ア 水利施設管理強化事業費負担金

国費 1/2 市費 1/2（受益面積により受益の3市町で按分）

イ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金）

市費 14.76%

袋井市受益面積率：14.76%⇒磐田用水東部土地改良区の負担割合のうち、袋井市の受益面積率は65.9%

ウ 県営水路等長寿命化防災減災事業（春岡揚水機場地区）負担金

市費 12.5%

(7) 所管課

産業部 農政課

(8) 補助事業の収支状況

ア 水利施設管理強化事業費負担金

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
国庫補助金	8,950,000	8,950,000	水利施設管理強化事業 (一般型)
磐田市負担金	2,717,000	2,717,000	市町負担金
森町負担金	336,000	336,000	市町負担金
袋井市負担金	5,897,000	5,897,000	市町負担金
合計	17,900,000	17,900,000	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
整備補修費	10,915,000	11,084,480	揚水機場点検費、用水路維持保 全及び漏水の補修費
点検整備費	163,000	386,892	水管理システム点検整備委託料
施設費	3,596,000	5,379,098	施設電話料金 浅名揚水機場浚渫
諸油脂料	74,000	277,501	点検車両ガソリン代
電力料	3,152,000	497,029	水管理システム・除塵機電気料
施設管理費	0	275,000	取水口・揚水機場管理助成
合計	17,900,000	17,900,000	—

収入総額 17,900,000 円 — 支出総額 17,900,000 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

イ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金）

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
磐田市負担金	5,814,354	5,556,824	市町負担金
森町負担金	718,244	686,431	市町負担金
袋井市負担金	12,620,567	12,061,576	市町負担金
合計	19,153,165	18,304,831	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
負担金	19,153,165	18,304,831	静岡県へ
合計	19,153,165	18,304,831	—

収入総額 18,304,831 円 — 支出総額 18,304,831 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

ウ 県営水路等長寿命化防災減災事業（春岡揚水機場地区）負担金

収入 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
国負担金	21,000,000	21,000,000	国
県負担金	10,500,000	10,500,000	静岡県
袋井市負担金	5,250,000	5,250,000	市町負担金
改良区負担金	5,250,000	5,250,000	磐田用水東部土地改良区
合計	42,000,000	42,000,000	—

支出 (単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
負担金	42,000,000	42,000,000	—
合計	42,000,000	42,000,000	—

収入総額 42,000,000 円 — 支出総額 42,000,000 円 = 0 円 翌年度への繰越なし

(9) 団体に対する監査所見

ア 負担金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。

イ 事業に係る収入や支出、負担金に係る交付申請、実績報告及び請求手続きについては、おおむね適正に処理されていることを確認した。

ウ 農業離れが進む中、米作りは主要な産業であるので、引き続き用水の維持管理に努められ、農業振興に尽力されたい。

(10) 所管課に対する監査所見

ア 負担金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きについては、適正に処理されていることを確認したが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたため適正に処理されたい。

イ 三者共有施設管理費負担金（三者共有財産管理費負担金）については、袋井市が事務を代表して行うため、他市からの収入の時期と支出時期について、袋井市の財政を圧迫することのないよう適切な時期となるように検討、調整されたい。

ウ 水利施設管理強化事業費負担金の合意書の率については、制定当時から年数が経過しているため、適切な時期に最新の率に改正されたい。

## 2 秋葉バス

(1) 補助金の交付団体

森町森2368番地の1

秋葉バスサービス株式会社 代表取締役社長 山田 光

(2) 補助金の名称

生活バス路線維持補助金

(3) 補助金の目的

不採算の生活バス路線を維持し、市民の交通の利便を確保する

(4) 補助金交付対象

乗合バス路線の運行に係る経常欠損額（ただし、経費の算定時は、補助金計算用に調整した「キロ（距離）当たり経費」を利用）

(5) 補助金額

生活バス路線維持補助金 79,359,000 円

(6) 補助率

地域間幹線（国庫補助対象系統） 国（経費の9/20×1/2） 県（国と同額）  
市（残りの赤字分100%）

その他路線・系統 国（経費の9/20×1/2） 市（残りの赤字分100%）  
または、市単独で赤字分100%

(7) 所管課

総務部 協働まちづくり課

(8) 補助事業の収支状況

生活バス路線維持補助金

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
経常収益	123,478,573	124,175,261	運送収入、運送雑収、営業外収益
補助金（国）	25,412,000	24,985,000	
補助金（県）	15,903,000	15,897,000	
補助金（他市町）	65,258,000	64,112,000	森町、掛川市、磐田市
補助金（袋井市）	80,631,000	79,359,000	秋葉線、秋葉中遠線、袋井駅・中東遠総合医療センター線、今井線、磐田線
合計	310,682,573	308,528,261	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
事業費（運行経費）	310,696,716	308,544,537	秋葉線、秋葉中遠線、袋井駅・中東遠総合医療センター線、今井線、磐田線
合計	310,696,716	308,544,537	—

収入総額 308,528,261 円 — 支出総額 308,544,537 円 = ▲ 16,276 円

（市町による補助金は経常欠損に対する補填ですが、補助額は千円単位のため、収支差▲16,276円が生じます。）

(9) 団体に対する監査所見

- ア 補助金に係る事務事業の執行については、提出された証拠書類において計数等に誤りは認められず、適正な執行がされていることを確認した。
- イ 事業に係る収入や支出、補助金に係る交付申請、実績報告及び請求手続きについては、適正に処理されていることを確認した。
- ウ 小國神社線を新設し、観光客等の新規利用者獲得の努力が伺える。今後も乗客数増加となるよう多角的な取り組みをされたい。

(10) 所管課に対する監査所見

- ア 補助金に係る交付決定及び交付確定並びに支払手続きに係る事務処理の流れについては、おおむね適正に処理されていることを確認した。
- イ 生活バス路線維持補助金により、不採算の生活バス路線の維持及び地域公共交通を確保し、利便性の向上により市民生活を支援し、今後も乗客増となるよう創意工夫されたい。

## 第2 公の施設の指定管理者監査

### 1 社会福祉法人 明和会

#### (1) 指定管理者

袋井市広岡4296番地

社会福祉法人 明和会 理事長 八谷重之

#### (2) 指定管理施設の名称

袋井市立可睡寮

#### (3) 指定管理の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

#### (4) 指定管理の範囲

袋井市立可睡寮の管理及び運営に関する業務、可睡寮の施設及び設備の維持管理に関する業務、その他市長が特に必要があると認めた業務

#### (5) 指定管理の目的

可睡寮は、高齢者福祉施設（養護老人ホーム）であることから、市内の高齢者入所施設の運営実績がある社会福祉法人が指定管理者となることで、社会福祉法人としての経営ノウハウ等を活用し、安全かつ円滑に施設の管理運営を図る。

#### (6) 指定管理の役員・役職

理事長1人、理事6人、監事2人

#### (7) 指定管理の管理運営体制

施設長1人、生活相談員2人、支援員7人、看護師1人、栄養士1人、事務職員1人  
嘱託医1人

#### (8) 指定管理委託料（袋井市立可睡寮指定管理委託料）

117,443,000 円／年（上限額）

#### (9) 所管課

市民生活部 しあわせ推進課

#### (10) 指定管理の収支状況

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
指定管理委託料	101,490,000	101,266,005	指定管理料
受取利息・配当収入	1,000	182	定期預金利息
積立資金取崩収入	7,000,000	6,500,000	拠点区分間繰入金
その他収入	260,000	239,950	短期入所利用料 歳末助け合い助成金等
計	108,751,000	108,006,137	—

支出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	備考
人件費	62,935,000	62,638,087	職員棒給、諸手当、賞与、法定福祉費等
事業費	19,783,000	19,522,629	給食費、保健衛生費、水道光熱費、賃借料等
事務費	24,143,000	23,887,738	業務委託費、保守費、修繕費、通信運搬費等
繰越資産支出	680,000	179,400	退職金積立
拠点区分間繰入金支出	1,210,000	1,200,000	本部繰入金
合計	108,751,000	107,427,854	—

収入総額 108,006,137 円 — 支出総額 107,427,854 円 = 578,283 円 翌年度へ繰越

(11) 団体に対する監査所見

- ア 指定管理に係る高齢者福祉施設の運営は、おおむね基本協定書及び年度協定書等に基づき適正な執行がされていることを確認した。
- イ 指定管理委託料については、おおむね適正に処理されていることを確認した。
- ウ 厳しい財政状況の中、米について価格の安い外国産米を導入するなど、経費節減の努力が伺える。
- エ 施設については老朽化のため、施設保全工事を進め、入居者が安全に暮らせるよう管理に努められている。
- オ 引き続き、地域の高齢者福祉を担う役割を果たし、安定的な運営に努められたい。

(12) 所管課に対する監査所見

- ア 指定管理に係る支払手続きについては、適正に処理されていることを確認したが、業務報告書の提出時期等、一部に改善・検討事項が見受けられたため、基本協定書に基づき適正に指導されたい。また、最近顕著である諸物価高騰に対応するよう、指定管理料の見直し等、検討されたい。
- イ 入所者の定員数に対し、実情と見合っていないため、実情と見合うよう検討されたい。